

【財形住宅貯蓄】

区分	内 容
加入申し込み	次の書類を財形貯蓄をする金融機関等（取扱金融機関等）を経由して又は直接福利課に提出してください。なお、加入時期は4月1日～4月15日及び8月21日～9月15日の年2回（これらの日が土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日）で、翌月（5月、10月）の給与から控除が開始されます。 （1）依頼書…1通 （2）財形申込書…1通 （3）非課税貯蓄申告書…1通 （4）非課税貯蓄申込書…1通
契約数	1人1契約のみ
年齢制限	満55歳未満
積立金額	積立金額は、1,000円以上で、1,000円の整数倍としてください。
積立方法	積立方法は、次のいずれかの方法から一つを選択してください。 （1）毎月の給与から一定額を積み立てる。 （2）毎月の給与及び期末勤勉手当からそれぞれ一定額を積み立てる。 ※（2）の場合、期末勤勉手当からの積立は、6月、12月とも同額の積立に限ります。
積立金額の変更	変更依頼書を契約金融機関等を経由して又は直接福利課に提出してください。 なお、変更時期及び変更後の控除開始は加入時期と同様です。
解約及び給与控除の中止	解約しようとする月の前月15日までに中止依頼書を契約金融機関等を経由して又は直接福利課に提出してください。期末勤勉手当分は前々月の15日までに提出してください。 ※財形貯蓄の解約手続きは各自で金融機関等と行ってください。
積立の中断	中断しようとする月の前月15日までに、中断依頼書を契約金融機関等を経由して又は直接福利課に提出してください。期末勤勉手当分は前々月の15日までに提出してください。
積立の復活	復活しようとする月の前月15日までに、復活依頼書を契約金融機関等を経由して又は直接福利課に提出してください。期末勤勉手当分は前々月の15日までに提出してください。
非課税限度額の変更	変更しようとする前月15日までに、変更依頼書を契約金融機関等を経由して又は直接福利課に提出してください。期末勤勉手当分は前々月の15日までに提出してください。
住所、氏名又は勤務先の変更	住所、氏名又は勤務先の変更があった場合は、異動申告書（契約金融機関等の所持様式）を作成し、契約金融機関等を経由して又は直接福利課に提出してください。
積立限度額及び率	財形年金貯蓄と併せて550万円まで非課税 （550万円を超えた場合は、源泉分離課税が適用されます。）
契約要件	・ 積立期間5年以上（但し、5年以内での住宅取得や改築の為の払出しは可） ・ 持ち家の住宅取得等費用に用途が限定 ・ 居住用部分の床面積が50㎡以上（但し、新築又は建築後未使用の住宅で、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものは40㎡以上、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けたものであるときは40㎡以上） ・ 中古住宅取得の場合、耐震構造であるものは年数要件なし。耐震構造でないものは昭和57年1月1日以後に建築されたもの ・ 住宅を取得した職員の住所に存するものであること ・ 増改築の場合は、当該職員の住所に存する住宅（床面積が50㎡以上）に係る工事であって、当該工事に係る（消費税を含めた）費用が75万円を超えるもので、以下のいずれか（住宅ローン控除を受けられる増改築等工事と同範囲）に該当すること （1）増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替 （2）区分所有する部分について行う一定の修繕又は模様替 （3）一定の室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替 （4）耐震基準に適合させるための修繕又は模様替 （5）バリアフリー基準に適合させるための一定の修繕又は模様替 （6）エネルギーの使用の合理化に資する一定の修繕又は模様替 ・ 積立の中断は2年以内
要件外払出	要件外払出しの場合は、利子等課税の対象となります。（但し、保険商品は払出し時の利子相当分に課税されます。） なお、死亡や重度障害等の場合の払出しは追徴課税となりません

※ 契約詳細については、金融機関等へお問い合わせください。

※ 人事給与・福利厚生システムで個人番号を確認できない場合は、福利課へ個人番号確認書類（写）・本人確認書類（写）を提出していただきます。この場合、個人番号確認書類（写）・本人確認書類（写）は確認後、シュレッダーで裁断処理した後廃棄します。